第１５号様式(第26条関係)

(表)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  給水装置の管理義務違反に関する指示書  　給水装置の使用者  　又は所有者氏名　　　　　　　　　　様  棚倉町長  　棚倉町上水道給水条例第３０条の規定に基づき、次のとおり指示します。  １　給水装置の設置場所    ２　措置指示事項 |

(裏)

|  |
| --- |
| 棚倉町上水道給水条例抜粋  　(水道使用者等の管理上の責任)  第19条　水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。  2　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。  3　第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。  　(給水装置の検査等)  第30条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。  2　前項の措置に要する費用が生じた場合は、水道使用者等の負担とする。  　(給水の停止)  第32条　管理者は次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  　(1)　水道の使用者が、第8条の工事費、第19条の第2項の修繕費、第22条の料金、第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。  　(2)　水道の使用者が、正当の理由がなくて、第23条の使用水量の計量、又は、第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。  　(3)　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 |